

VI 第66号議案 令和5～6年度神戸新交通六甲アイランド線耐震補強業務に関する基本協定締結の件

第 66 号議案

令和5～6年度神戸新交通六甲アイランド線耐震補強業務に関する基本協定締結の件

令和5～6年度神戸新交通六甲アイランド線耐震補強業務に関する基本協定を次のとおり締結したことについて、追認を求める。

令和6年9月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 令和5～6年度神戸新交通六甲アイランド線耐震補強業務 |
| 2 | 工 事 場 所 | 神戸市東灘区魚崎西町4丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | 施工延長 54メートル
工場製作工 1式
足 場 工 1式
補 強 工 1式
支 承 取 替 工 1式 |
| 4 | 委 託 金 額 | 6億円 |
| 5 | 受 託 者 | 神戸市中央区港島6丁目6番地の1
神戸新交通株式会社
代表取締役社長 辰馬 秀彦 |
| 6 | 支 出 科 目 | 一般会計 土木費 道路橋梁整備費
橋梁整備費 委託料 |
| 7 | 契 約 日 | 令和5年4月10日 |
| 8 | 完 成 期 限 | 令和7年3月31日 |

理 由

市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第84号）第2条の規定により議決が必要な契約を締結したことについて、追認を求めるため。

令和5～6年度神戸新交通六甲アイランド線耐震補強業務に関する 基本協定締結の件（第66号議案関連）

1. 概要

令和5年4月10日に神戸新交通(株)との間で締結した「令和5～6年度 神戸新交通六甲アイランド線 耐震補強業務」に係る基本協定について、地方自治法第96条第1項第5号及び市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市会の議決が必要であったが、議決を得ることなく協定を締結していた。

2. 対象案件

- ・協定名称：令和5～6年度 神戸新交通六甲アイランド線 耐震補強業務
- ・締結日：令和5年4月10日
- ・締結金額：600,000千円（当初）
- ・締結先：神戸新交通株式会社

3. 手続きの瑕疵の原因

鉄道事業者との間で締結する基本協定による委託業務が工事請負契約に該当することについて、所管課において誤認識があった。

4. 今後の再発防止策

今回の事案について職員に周知し再発防止の意識を徹底するとともに、契約決裁時において議案提出すべき案件かどうかを明記し、決裁体制を見直すことにより、組織的なチェック体制の改善を図る。

5. 関係職員の対応

当該事業関係職員（令和4年度）に対し、嚴重注意処分を行った。

<参考>議決を要する根拠（抜粋）

○地方自治法

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

○市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

（趣旨）

第1条 市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

（市会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により市会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。